青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正に係る新旧対照表

改正案	現行
（登録の拒否）	（登録の拒否）
第六条　知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第六条　知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの	四　浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者<u>又は成年被後見人</u>でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの
五・六　（略）	五・六　（略）